児童を養育している方の所得が下記表の（1）所得制限限度額以上（2）所得上限限度額未満の場合、法律の附則に基づく特例給付を支給します。

※所得が（2）以上の場合、児童手当・特例給付は支給されません。

※児童手当・特例給付が支給されなくなったあとに所得が（2）を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要です。ご注意ください。

扶養親族等の数	（1）所得制限限度額		（2）所得上限限度額	
	所得制限限度額（万円）	収入の目安（万円）	所得上限限度額（万円）	収入の目安（万円）
0人（前年末に児童が生まれていない場合　等）	622	833.3	858	1071
1人（児童1人の場合　等）	660	875.6	896	1124
2人（児童1人＋年収103万円以下の配偶者の場合　等）	698	917.8	934	1162
3人（児童2人＋年収103万円以下の配偶者の場合　等）	736	960	972	1200
4人（児童3人＋年収103万円以下の配偶者の場合　等）	774	1002	1010	1238
5人（児童4人＋年収103万円以下の配偶者の場合　等）	812	1040	1048	1276

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（施設入所等児童を除く。以下、「扶養親族等」という。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。
扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人について38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。